

令和7年度 第2回高岡市地域共生社会推進協議会 会議要旨

- 1 日 時 令和8年2月12日(木) 午前10時(午前11時23分終了)
- 2 場 所 高岡市役所8階 802会議室
- 3 出席者 20名(全委員出席)
- 4 協議事項
 - (1) 障がい者基本計画・第7期障がい者福祉計画・第3期障がい児福祉計画の進捗状況について
 - ① 令和7年度就労支援部会活動報告及び令和8年度活動計画(案)について【資料No. 1-1】
 - ② 令和7年度地域生活支援部会活動報告及び令和8年度活動計画(案)について【資料No. 1-2】
 - ③ 令和7年度発達支援ネットワーク会議活動報告及び令和8年度活動計画(案)について【資料No. 1-3】
 - ④ 令和7年度権利擁護部会活動報告及び令和8年度活動計画(案)について【資料No. 1-4】
 - ⑤ 令和7年度定例会議活動報告及び令和8年度活動計画(案)について【資料No. 1-5】
 - ⑥ 第7期高岡市障がい者福祉計画・第3期高岡市障がい児福祉計画の進捗状況について【資料No. 1-6】【資料No. 1-7】

【説明要旨】

事務局より、各専門部会及び定例会議の取組みの概要、計画の進捗状況(障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の利用者数・給付費の増加傾向等)、国の動向(報酬改定後の影響検証、制度の持続可能性確保、支援の質・人材確保等の論点)を踏まえ、今後はサービス量の拡大だけでなく、相談支援を基盤とした地域全体の支援体制の整理が重要である旨を説明。

【質疑応答等】

《委員》

相談支援体制の見える化を推進するため、相談支援マップを作成すると説明があったが、どのような内容を想定しているのか。

《事務局》

相談支援マップについては、困難事例において「どこに相談すればよいか分か

らない」「どのように連携していけばよいか分からない」といった声が、事業所及び市民の双方から寄せられている状況を踏まえた取組みである。高岡市には基幹相談支援センターがないため、相談できる場所が分かりにくいとの意見もあるが、各事業所の強みや役割を整理・明確化し、市民及び関係者が理解しやすい形で共有することが重要であると考えている。具体的には、相談先の明確化に加え、事業所ごとの機能や得意分野を整理することで、単なる役割分担ではなく、役割の明確化と連携の見える化を図るものである。現在、定例会議において相談支援専門員とともに作成を進めているところである。

《委員》

地域の実情に即した実効性のある支援体制の構築に向けて検討を進めるとの説明があったが、高岡市では介護保険分野においては11の地域包括支援センターの圏域に分かれている。障がい分野においては、どのような想定で地域の実情を捉えようと考えているのか。

《事務局》

地域の実情については、これまで計画策定時にニーズ調査を実施してきたものの、医療的ケア児など、本当に必要とされている支援の状況を十分に把握できていなかったと認識している。今後は、当事者や事業所のみならず、障がい者団体や家族会等の意見も丁寧に把握し、実情を踏まえた必要な支援の整理を行っていく考えである。

《会長》

相談支援についてであるが、例えばピアワーカーなど、どこにつなげればよいか分からない人を適切につなぐ役割が重要ではないかと考える。地域のことを含め、つながる先を把握している人材を育成していくことにより、より効果的な支援につながるのではないかと思う。

《委員》

地域生活支援拠点については、高齢化の進展に伴い期待は大きいと考える。現在の計画では、令和8年度末までに各機関と連携し、早期に生活支援拠点等の整備を行うとともに、各機能の充実を図るとあるが、進捗状況は。

《事務局》

地域生活支援拠点については、要綱を令和5年度末に整備し、令和8年2月時点で、登録事業所は8か所である。地域生活支援部会では基幹相談支援センターを中心に整備を推進するべきとの意見もあったが、相談支援マップの作成による役割の明確化と連携の整理を進めることで、拠点の「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」とい

た5つの機能が実質的に機能すると考えている。現状は登録数8か所にとどまっているが、相談支援マップの整備を地域生活支援部会及び定例会議と連携し、今後も取組みを進めていく予定である。

《会長》

高齢の親が子どもを擁護する8050問題は、高齢化の進展に伴い9060問題へと変化しているとの話もある。このような課題も踏まえ、今後も地域でどのように当事者を支えていくかが重要である。引き続き、積極的に取組みを進めていきたい。

(2) 次期障がい者基本計画・第8期障がい者福祉計画・第4期障がい児福祉計画の策定スケジュール等について

- ① 次期障がい者基本計画・第8期障がい者福祉計画・第4期障がい児福祉計画の策定スケジュール等について【資料No. 2-1】
- ② 次期障がい者基本計画・第8期障がい者福祉計画・第4期障がい児福祉計画の策定スケジュール等について（スライド版）【資料No. 2-2】

【説明要旨】

事務局より、次期計画の基本理念（現行の考え方を継承し、誰もが尊重され安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現）、計画期間（基本計画：令和9年度～令和14年度、福祉計画・障がい児福祉計画：令和9年度～令和11年度）、計画の位置付け（総合計画・地域福祉計画等との整合、分野横断の視点）、ニーズ調査の方針（医療的ケアの有無、生活全体の困りごと、相談支援の利用状況、将来の不安等を体系的に把握）及び策定の工程（令和8年度の調査実施、分析、協議会審議、パブリックコメント等）について説明。

【質疑応答等】

《委員》

知的障がい分野において、強度行動障害等を伴う重度の方は高齢化が進んでおり、受け皿不足が顕在化している。グループホームは増加しているが、営利法人の参入が主であり、対象としているのも軽度の方が中心である。実際には、区分の高い方の受け入れ先にはなっていない現状がある。地域の実情や支援ニーズを把握するため実施するニーズ調査においても、この課題を意識していただきたい。

《委員》

福祉人材の減少が深刻である。教育分野とも連携し、人材確保に向けた施策を計画に盛り込んでほしい。

《事務局》

福祉人材の確保については、国・県に対して毎年要望を行っているが、即効性のある施策は難しい状況である。課題整理を進め、計画策定の中で市として実施可能な取組み及び国・県への要望事項を整理していきたい。

《会長》

福祉人材の減少が深刻であり、特に近年は、養成校の縮小や入学者数の減少も見られる。県内の養成機関で育成した人材が県外へ流出する例もあり、地域としての人材定着が大きな課題となっている。また、福祉系学科の学生が実習等を通じて地域と関わりを持って、卒業後は県外就職となるケースや、外国人留学生在が当初から県外就職を予定している例も見られる。さらに、民間サービスの増加に伴い、保育・介護・障がい福祉分野間で人材の奪い合いが生じており、若年層の新卒者が内定後に他分野へ進路変更する事例もあるなど、現場では人材確保の難しさが一層顕著となっている。一方で、他地域では人材確保が一定程度機能している事例もあると聞いており、どのような取組みが効果を上げているのか分析し、高岡市としての施策検討につなげてほしい。

(3) (仮称) 高岡市障がい者配慮条例の制定について

- ① (仮称) 高岡市障がい者配慮条例の制定について【資料 No. 3-1】
- ② (仮称) 高岡市障がい者配慮条例の制定について (スライド版)【資料 No. 3-2】

【説明要旨】

事務局より、条例制定の趣旨（合理的配慮の考え方を市民に身近に感じてもらう、日常場面の具体的対応につなげる基盤整備）、国・県の動向（富山県条例との関係を含む）、他自治体の参考事例（明石市等）、当事者参画を重視した検討プロセス及び想定スケジュール（令和8年度に検討・集約、パブリックコメント等を経て最終案提示）を説明。

【質疑応答等】

《委員》

明石市の取組みとして、日常の接点で実効性が生まれやすい配慮ステッカーやコミュニケーションボードの活用などの紹介があったが、配慮を行っている店舗を紹介する福祉マップ作成や市の広報紙での紹介などは有効であると考えられる。このような取組みが進展していけば市民の意識も醸成されると思われる。

《委員》

条例の制定について、事業者などに説明会を開催する予定はあるのか。

《事務局》

条例の制定過程でするか制定後にするかは未定であるが、市の出前講座等を活用し周知を進めたい。市民が身近に感じられる条例となるよう、周知には工夫していきたいと考えている。

《会長》

条例制定の取組みは全国に数多くあるが、既存のサービスを組み合わせて活用していくことが重要であると考え。例えば、ヘルプマークの普及や、駐車場における優先駐車スペースの表示などもその一例である。制度や表示は整備されつつあるものの、依然として駐車スペースの不足や市民の理解不足といった課題が見られる。このような取組みをさらに推進していくことが、誰もが暮らしやすいまちづくりにつながるものと考え、ぜひ推進していただきたい。

《委員》

条例制定は権利擁護部会を中心に進めていくと説明があったが、明石市の事例などは参考になるものである。部会において検討を進める際には、全国の様々な先進事例を収集・整理し、検討に活かしていくことが望ましいと考える。

《委員》

条例制定については、これまで各自治体の事例を調査してきたものと思われるが、今後も他自治体の条例を参考としながら、優れた点を取り入れ、実情に即した形で策定を進めていただきたい。

《委員》

合理的配慮は重要であるが、当事者自身が声を上げることが難しい現実がある。「助けてほしい」「配慮をお願いしたい」と感じていても、周囲に遠慮してしまい、結果として必要な支援を受けられないケースもある。条例の制定を契機として、当事者が声を上げやすくなるだけでなく、周囲が自然に気づき、配慮を申し出ることができるような社会的雰囲気づくりにつながることを期待している。

《会長》

合理的配慮は理解されつつあるものの、日常生活の場面では「お願いする側」に心理的な負担が大きいと感じることがある。例えば、公共施設や店舗などで困りごとがあっても、自分から申し出ること躊躇する場合があるため、条例の制定を通じて「困っている人に自然に声をかける文化」を広げていくことが重要だと考える。

《委員》

当事者が声を上げにくい現状がある中で、地域社会全体が支え合う仕組みが必

要である。また、親の高齢化が進む中で、いわゆる 8050 問題に加え、9060 問題といった新たな課題も見えてきている。障がいのある人が長期的に安心して暮らし続けられる環境づくりが求められていると考える。家族の立場からは、「親亡き後」の不安が依然として大きく、地域の理解と支援体制の充実が不可欠である。条例が理念だけにとどまらず、地域全体で支える意識の醸成につながることを期待している。

《委員》

地域共生社会の実現には、理解者・協力者・実践者を増やしていくことが重要である。子どもの頃からの関わりや教育が大切であり、学校や地域活動の中で自然に多様に触れる機会を増やしていく必要がある。共生社会の形成には段階があり、「理解者」を広げることが基盤となる。その上で、実際に配慮や支援を行う「協力者」「実践者」が増えていくことで、地域全体の支援力が高まると考える。

《委員》

昔のように地域で自然に挨拶を交わす関係性が薄れつつあるが、「おはようございます」といった日常的な声かけが安心感や見守りにつながる。特別な支援だけでなく、日常の関係づくりが共生社会の基盤になると考える。

《委員》

人材不足は極めて深刻であり、夜間支援など現場では限界が見えている。理念的な取組みにとどまらず、支援を支える人材の確保についても、行政として重点的に検討してほしい。

《委員》

知的障がいのある方が子どもに挨拶ただけで通報される事例もあり、共生社会とは逆行している側面もある。初等教育段階から福祉教育を進め、障がいへの理解を深めていくことが重要であると考えます。

《事務局》

地域共生社会とは、地域の見守りや支え合いが自然に行われる状態を目指すものであり、条例の検討に当たっても、こうした視点を踏まえながら、社会福祉協議会や関係機関と連携して取組みを進めていきたい。

(4) その他

事務局及び委員から報告等はなかった。

以上で協議会を終了した。